



2006.09.05

経営情報ツール

表紙



平成18年9月

Today's MENU

- ① 表紙
- ② ご案内
- ③ 事業承継全体図のご説明
- ④ 事業承継ガイドライン（一部抜粋）
- ⑤ 自社株移転対策



2006.09.05

経営情報ツール

ご挨拶とご案内



☆担当者よりご挨拶☆

今回の経営情報ツールご案内を担当させていただいております税理士の四方健策(シカタケンサク)と申します。いつもお世話になりましてありがとうございます。

まだまだ毎日暑い日が続いておりますが、体調崩されたりされておられませんでしょうか。少し前の話になりますが、私、お盆休みに久しぶりに野球をしまして、炎天下の中一日で3試合もしたせいでクタクタになりました。練習もせずにいきなり炎天下で一日中試合をすとかはしない方が良いでしょうね。あまりの自分の動きの悪さに辟易としてしまいました。。。

さて、前回より事業承継に絞ってご案内のシートを送付させていただいておりますが、最近、税金関係で話題となっているのが法人の役員に対する給与関係の税制改正です。ここでは詳しくは書きませんが、今年の4月から大幅に取扱いが変わりました。

- ①「定期同額給与」
- ②「事前確定届出給与」
- ③「利益連動給与」

の3種類しか法人の経費として認められなくなったことが大きな特徴です。

詳しくは、弊社代表のコラム(http://www.kyotokeiei.com/index.php?page=lifecolumn_list)をご参照いただくか、弊社までお電話(075-603-9022)いただければと思います。

なお、今回送付させていただいております事業承継のご案内のシートは自社株の移転対策です。「社長が変わったからそれでOKという訳ではありません。経営権の次世代への承継とリンクして、所有権(自社株)もセットで次世代へと承継することが重要です。その辺りを中心に解説をさせていただきます。

ご意見・ご質問等がございましたらお気軽にお問い合わせください。

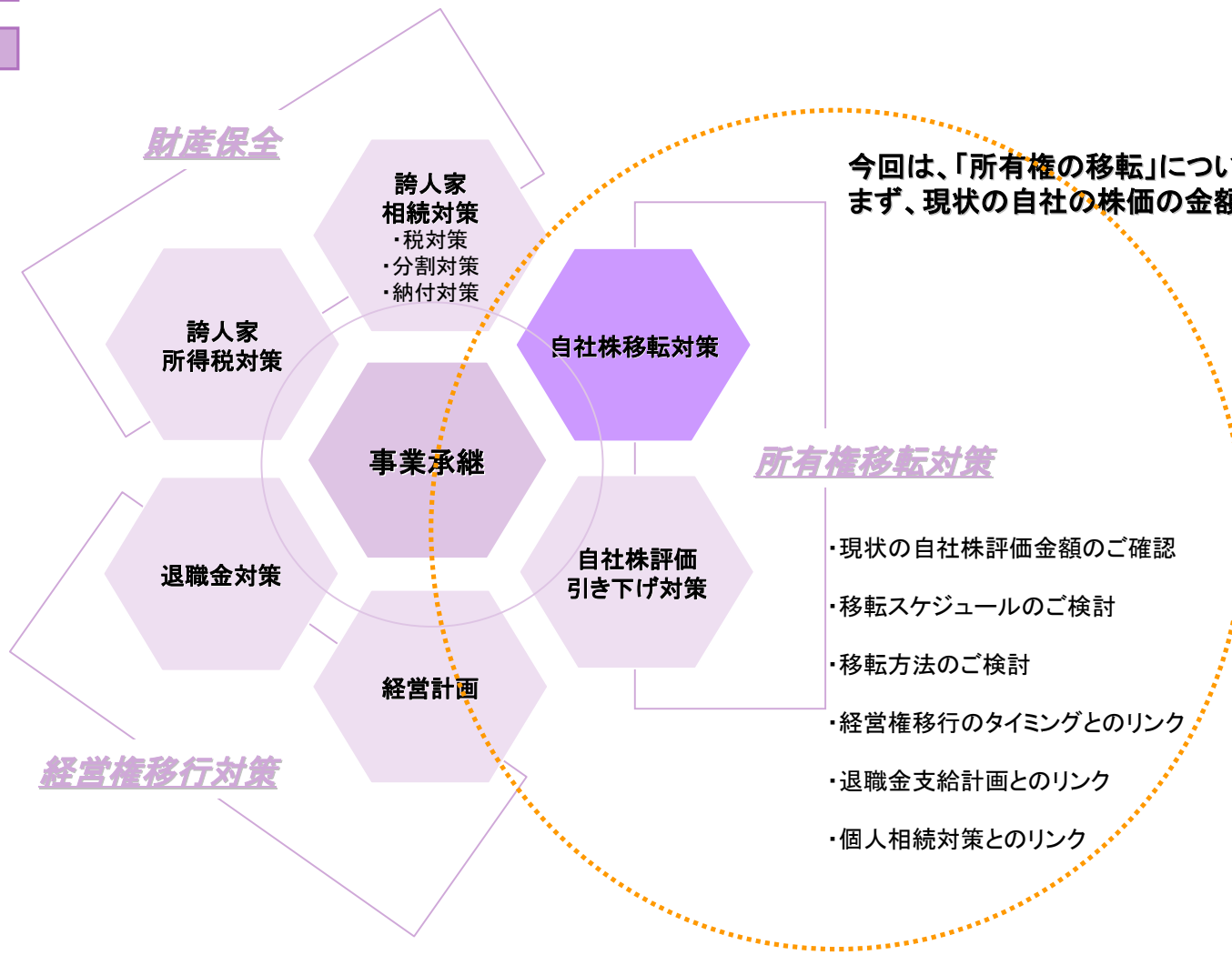
【担当:税理士 四方健策】



- 経営戦略
- 事業承継
- 全体図MAP



☆事業承継ポジショニングMAP☆



今回は、「所有権の移転」について解説をさせていただきます。
まず、現状の自社の株価の金額を知るところから始まります。

- ・現状の自社株評価金額のご確認
- ・移転スケジュールのご検討
- ・移転方法のご検討
- ・経営権移行のタイミングとのリンク
- ・退職金支給計画とのリンク
- ・個人相続対策とのリンク

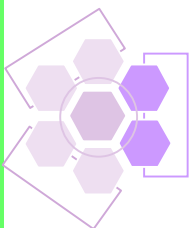
株式会社 誇人(こびと) モデル会社の自社株

このシートの全ては架空の会社・人物・金額です。

2006年9月

事業承継

自社株の評価



現在(H18.8.31)の評価額: **14,000円/株**

額面は1株500円

現状の問題点と課題

現在の持株割合のご確認

株主	持株数	持株割合	評価額
太郎様	35,000株	70.0%	490,000,000円
奥様	3,000株	7.5%	42,000,000円
長男 一郎様	1,000株	2.5%	14,000,000円
次男 二郎様	1,000株	2.5%	14,000,000円
長女様	1,000株	2.5%	14,000,000円
従業員持ち株会	0株	0%	0円
その他	0株	0%	0円
合計	40,000株	100.0%	560,000,000円

・経営陣の将来像とリンクさせる必要があります。

①社長退任後の新体制のイメージ
(出来れば、次の次まで)

②新体制へ経営権・ノウハウ・仕組みの承継準備
(特に専務以外)

・社長様・奥様については、個人の相続税対策の一環として自社株の移転を行なうことも重要です。

①各人の財産の現状分析
(相続税がかかるのかからないの?)

②自社株の移転対策
(贈与? 売買? 相続?)

・その他のご留意点

①退職のタイミングに合った退職金準備ができているか?

②自社株の移転の際には税金が深く関わってきます。

③株式を分割し1株あたりの金額を下げた移転しやすくする。

④従業員持株会を設立し、額面金額で移転させる。

⑤金庫株として会社が買い取る。

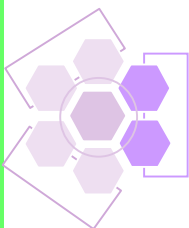
株式会社 誇人(こびと) モデル会社の自社株

このシートの全ては架空の会社・人物・金額です。

2006年9月

事業承継

自社株の評価



現在(H18.8.31)の評価額: **14,000円/株**

額面は1株500円

現在の持株割合のご確認

株主	持株数	持株割合	評価額
太郎様	35,000株	70.0%	490,000,000円
奥様	2,000株	5.0%	21,000,000円
長男 一郎様	1,000株	2.5%	14,000,000円
次男 二郎様	1,000株	2.5%	14,000,000円
長女様	1,000株	2.5%	14,000,000円
従業員持ち株会	0株	0%	0円
その他	0株	0%	0円
合計	40,000株	100.0%	560,000,000円

元々1株500円だったものが、会社設立からの利益の蓄積により1株14,000円になっています。実に、28倍！！

中小企業でも、

- 歴史がある。
- 過去、利益を出し続けている。

などの理由から株価が異常に高くなっているケースが非常に多く見受けられます。

今回のケースでは、社長(太郎様)の持つ株式がなんと4億9,000万円となっています。

相続発生時における自社株の問題点は、

換金できないこと

これに尽きます。

換金できないのに、この4億9,000万円という数字を基に相続税の計算がされてしまいます。(概算で相続税は2億4,500万円！！)

自社株以外の財産がない場合、相続税の納付をすることができません。

⇒**早急に対策が必要です。**

対策は、**移転対策と評価引き下げ対策**に分類されます。

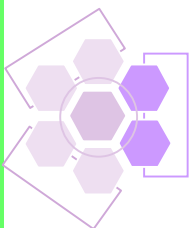
まず、移転対策から見ていきましょう。

(中小企業(非上場)の株価の計算は、複雑な計算を行います。具体的な評価方法については、弊社までお問い合わせください。)

2006年9月

事業承継

自社株の評価



自社株を移転させるには、3種類の方法があります。

- ① 贈与
- ② 売買(譲渡)
- ③ 相続

また、移転する際の取引金額は誰から誰に移転させるかによって金額が変わってきます。基本的に、同族間での移転については『時価』により移転させることとなります。



移転させる際のポイント

- ① 将来の持株割合を決める。
- ② 移転する側(渡す人)が相続税がかかるかどうかを確認する。
- ③ ①で決めた持株割合となるような移転方法を考える。

相続税がかかる場合には、贈与税の非課税枠を使って何年にも渡って移転させるのが理想。
金額が大きいため、それでも移転できない場合には売買で移転。

- ④ 退職金支給時には自社株の評価が下がります。
そのタイミングで移転させると効果が高くなります。

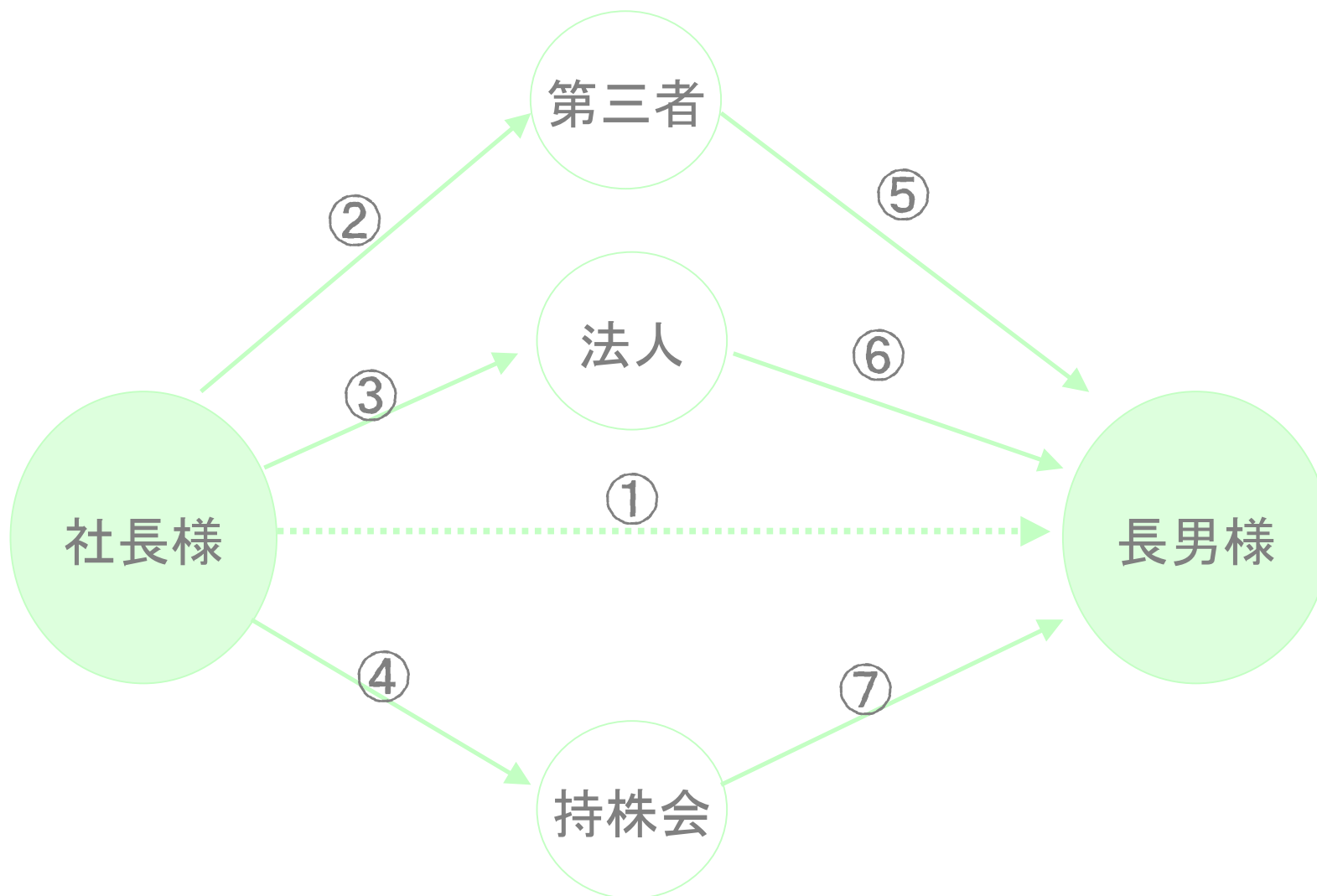
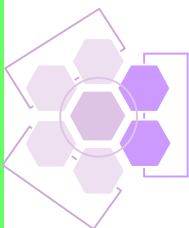
株式会社 誇人(こびと) モデル会社の自社株

このシートの全ては架空の会社・人物・金額です。

2006年9月

事業承継

自社株の税務



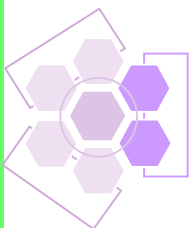
株式会社 誇人(こびと) モデル会社の自社株

このシートの全ては架空の会社・人物・金額です。

2006年9月

事業承継

自社株の税務



贈与税が課税されます。
 ・年間110万円までは非課税
 ・それ以上は累進課税

所得税が課税されます。
 ・基本的には20%課税
 ・社長様⇒法人のみ配当所得として総合課税(最高50%)
 (注):相続発生後の場合は
 3年以内譲渡を条件に
 20%課税+取得費加算

No.	誰から誰へ	贈与する場合	譲渡した場合
①	社長様から長男様へ	適正な時価	適正な時価
②	社長様から第三者へ	配当還元価額 (過去無配当であれば簿価の50%)	配当還元価額 (過去無配当であれば簿価の50%)
③	社長様から法人へ	—	適正な時価 (基本的に配当課税)
④	社長様から持株会へ	配当還元価額 (過去無配当であれば簿価の50%)	配当還元価額 (過去無配当であれば簿価の50%)
⑤	第三者から長男様へ	適正な時価	適正な時価
⑥	法人から長男様へ	—	課税関係なし

株式会社 誇人(こびと) モデル会社の自社株

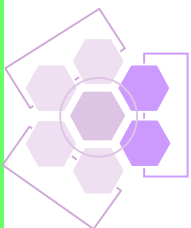
このシートの全ては架空の会社・人物・金額です。



2006年9月

事業承継

自社株の税務



株主構成	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
太郎様	3,500株	株					
奥様	2,000株	株					
長男 一郎様	1,000株	株					
次男 二郎様	1,000株	株					
長女様	1,000株	株					
従業員持ち株会	0株	株					
その他	0株	株					

なんとか社長の自社株を移転していきたい。

自社株の移転は長期的な視点で考えることが重要です。

また、経営権(社長交代)のタイミングとリンクさせることも重要となります。

子会社がある場合などは、その子会社を買取り資金の融資を受け、その資金を基に親会社の自社株を買い取るスキームもあります。

(このスキームについては、次回詳しく説明します。)

地道ではありますが、コツコツと進めていくことが重要です。

また、会社としての方向性が明確になっているかも非常に重要です。

贈与の場合、『もらわれる方』が税金を支払います。
『もらった方』の年間もらった額が110万円までは非課税。